

茨木市立彩都西小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、茨木市立彩都西小学校PTAと称する。

第2条 この会は、事務所を彩都西小学校内に置く。

第2章 目的および活動

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会に於ける児童の福祉と、心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進し、会員の研修と親睦を深めることを目的とする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者ならびに学校に勤務する教職員とである。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、一会員につき月額150円とする。ただし、一所帯に会員が二人いる場合、その金額は一会員100円とする。ただし、事情により減免することができる。

第5章 会計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の収支は、会計監査を経て運営委員会および定期総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 若干名 保護者
3. 書記 3名 保護者(2名)・教職員
4. 会計 2名 保護者・教職員

第12条 役員候補者は、指名委員会により選出される。役員選出および就任は、細則で決める。

第13条 役員は、4月1日から就任し、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 役員任務は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し諸会議を招集すると共に、各種委員会の委員長を任命する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
3. 書記はすべての会合ならびに会の活動状況を記録し、各種会合の通知連絡をする。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録保管し、会計監査委員の監査を受ける。

第7章 会計監査

第15条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査を置く。

第16条 会計監査は、必要に応じて随時会計監査を行い、その結果を運営委員会および定期総会に報告する。

第17条 会計監査の選出および任期は役員に準ずる。

第8章 役員・会計監査候補の選出（指名委員会）

第18条 役員ならびに会計監査の候補者を指名または選出するときは、指名委員会を置く。

第19条 指名委員会の構成員数と選出方法は細則で決める。

第20条 指名委員会の委員は、役員ならびに会計監査の就任と同時に解任される。

第9章 総会

第21条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高の議決機関である。

第22条 1. 総会は、定期総会と臨時総会とする。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき、開会することができる。

2. 会長は、招集による総会の開催が困難であるときは、書面または電磁的方法による決議（以下「書面決議等」という）の方法で総会を開催することができる。

3. 総会についての必要な事項は、細則で定める。

第23条 1. 総会の定足数は、全会員の3分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

2. 前条第2項の場合の定足数は、全会員の3分の1以上の回答とする。

第24条 1. 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

2. 前条第2項の場合の議決は、回答数の過半数の賛成を要する。

第10章 運営委員会

第25条 運営委員会は、役員・各種委員会の委員長および副委員長・校長・教頭で構成される。各種委員会によって立案された計画を討議承認し、また総会に提出する議案について協議する。臨時委員会のある場合は、その委員長・副委員長が運営委員会に参加する。

第26条 1. 運営委員会は、定例運営委員会のほか、会長が必要と認めたとき、開催することができる。

2. 会長は、招集による運営委員会の開催が困難であるときは、書面または電磁的方法による決議（以下「書面決議等」という）の方法で運営委員会を開催することができる。

第27条 1. 運営委員会の定足数は、構成員の過半数とする。

2. 前条第2項の場合の定足数は、構成員の過半数の回答とする。

第28条 1. 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

2. 前条第2項の場合の議決は、回答数の過半数の賛成を要する。

第11章 各種委員会および臨時委員会

第29条 この会の活動に必要な事項について調査・研究・立案するため、各種委員会を置く。各種委員会についての必要な事項は、細則で決める。

第30条 特別な事項について必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会についての必要な事項は、細則で決める。

第12章 個人情報取扱いについて

第31条 個人情報取扱いについては個人情報取扱規則を別に定める。

第13章 細則

第32条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 改正

第33条 次の事項は総会に提出し、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

①本規約の変更

②会費の変更

ただし、改正案は少なくとも総会の開催の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

細 則

第1章 役員・会計監査の選出および就任

第1条 役員・会計監査の選出および就任は、次のとおり行われる。

① 指名委員会は、次の方法によって会長より委嘱される。

ア) 各委員会の委員から若干名を選出する。

イ) 運営委員の中から、若干名を選出する。

ウ) 教職員の中から、2名を選出する。

② 候補者の指名を発表するときに、被指名者の同意を得ておかなければならない。

③ 指名委員会は、役員・会計監査に対する候補者の選出を行い、その結果を速やかに書面により、全会員に報告する。

④ 指名報告を受け取った会員は、その内容に異議がある場合は、書面により不服申し立てすることができる。ただし不服申し立ては報告日から14日以内とする。不服申し立てした会員が過半数に達した場合、指名委員会は候補者を再選出し、その結果を再度書面により会員へ報告する。

⑤ 指名報告から14日が経過し、書面により不服申し立てした会員が半数以下であった場合承認されたものとし、役員・会計監査へ就任する。

第2条 役員・会計監査に欠損の生じたときは、運営委員会で決定することができる。任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 総会

第3条 定期総会は年1回開催する。

第4条 前年度会計報告、前年度事業実施報告、本年度予算案、本年度事業計画案は定期総会にて承認を得なければならない。

第3章 各種委員会および臨時委員会

第5条 各種委員会として、学年委員会・地区委員会・広報委員会・文化委員会・人権環境委員会を置く。

① 学年委員会

学級の学習環境の整備につとめ、学級内会員相互の理解と協力を深める諸活動の計画立案にあたる。

② 地区委員会

地区の会員を代表して学校との連絡を行い、地区会員相互の親睦をはかるとともに、児童の校外指導、通学路安全確保、環境浄化をはかる。

③ 広報委員会

機関紙を発行し、広く会員に会の活動を知らせるとともに、意見交換を行う。

④ 文化委員会

児童および会員の文化教養の向上につとめ、会員相互の親睦をはかる。(講演会・講習会・社会見学・文化講座等)

⑤ 人権環境委員会

児童および会員の人権意識の向上と教育環境の向上につとめる。

第6条 各委員会は、委員長、副委員長および委員若干で構成し、それぞれ会長が委嘱する。

第7条 委員の選出は、各学級または各学年より行う。ただし、地区委員は各地区より会員の互選によって選出する。

第8条 1. 各委員会は、委員長が必要と認めたときは随時招集する。
2. 各委員会の委員長は、招集による委員会の開催が困難であるときは、書面または電磁的方法による決議の方法で委員会を開催することができる。
3. 各委員会は、委員の過半数出席で成立する。
4. 各委員会の議決は過半数の賛成を要する。

第9条 委員長および委員の任期は1年とし、留任は妨げない。

第10条 臨時委員会は、運営委員会にはかり、会長が委嘱した委員をもって構成し、特定の目的を果たすためにおくことができる。臨時委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第4章 会費

第11条 会費は12ヶ月分を一括して徴収する。

第12条 転出等で会費の返還が生じた場合、これにかかる金融機関の手数料は、会員負担とする。

第5章 改正

第13条 この細則は、運営委員会において、構成員の過半数の賛成がなければ改正することができない。

附 則

この規約および細則は、平成16年9月17日から施行する。

平成22年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成29年5月23日改正

平成30年5月29日改正

令和2年6月12日改正

令和3年3月12日改正